

内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

価格表

品番対照表

施工上の注意/機能商品説明

toccake

防火について

品質と安全性

施工のポイント/メンテナンス

特殊建築物等		対象となる規模等				制限		
		耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他建築物	居室等	通路・階段等	
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400m ² 以上のもの				壁・難燃以上 (床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上 (3階以上に居室を有するものは準不燃以上) (※2)	準不燃以上 (壁・天井とも) (※2)
	2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ)、その他これらに類するもので政令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの 〔100m ² (共同住宅は200m ²)以内に防火区画されたものは除く〕	2階の部分の床面積の合計が300m ² 以上(病院、診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200m ² 以上のもの			
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗(床面積10m ² 以内は除く。)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000m ² 以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの	床面積の合計が200m ² 以上のもの			
	4	自動車庫、自動車修理工場、映画スタジオまたはテレビスタジオ	全 部					
	5	地下または地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積が500m ² を超えるもの 階数が2で延べ面積が1,000m ² を超えるもの 階数が1で延べ面積が3,000m ² を超えるもの	学校等(※1)を除く。耐火建築物または準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100m ² 以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。				難燃以上 (壁・天井とも) 壁/床面上 1.2m以下除く (※2)	準不燃以上 (壁・天井とも) (※2)
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50m ² を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの 温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)				準不燃以上 (壁・天井とも) (※2)	準不燃以上 (壁・天井とも) (※2)
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備または器具を設けたもの	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの 住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの				準不燃以上 (壁・天井とも) (※2)	

[除外規定] 上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9	建築物の11階以上の部分200m ² 以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない。	100m ² 以内に防火区画	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	準不燃以上 (壁・天井とも) 不燃 (壁・天井とも)	壁/床面上1.2m以下除く
			200m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)			
			500m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)			
	10	地下街	100m ² 以内に防火区画			
200m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)						
500m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)						

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。
- ⑤ 都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自自治体に確認してください。

- ※1 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。
 ※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの。

壁紙の品質規格と安全性

項目 NO.	試験項目		SV規格	JIS規格
			規格値	規格値
1	退色性(号)		4以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦色落ち度	縦	4以上
			横	4以上
		湿潤摩擦色落ち度	縦	4以上
			横	4以上
3	隠蔽性(級)		3以上	同左
4	施工性		浮き及び剥がれがあってはならない	
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦	5.0以上
			横	5.0以上
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)		0.2以下	同左
7	重金属	砒素(mg/kg)	3以下	-
		鉛(mg/kg)	20以下	-
		カドミウム(mg/kg)	3以下	-
		クロム(mg/kg)	20以下	-
		水銀(mg/kg)	2以下	-
8	塩化ビニルモノマー(mg/kg)		0.1以下	-
9	残留VOC		TVOC(μg/g)	100以下
			*TEX芳香族(μg/g)	10以下

*TEXとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	-
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	-
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	-
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	-

SV規格
Standard Value
(壁紙製品標準規格)



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格(壁紙: JIS A 6921)
Japanese Industrial Standards
(日本産業規格)



日本の工業製品の品質安定を目的とした産業標準化法に基づき制定された国家規格です。

- 左表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたものです。項目1~6は、両規格とも同じです。SV規格は、「JIS規格」やドイツの「RAL規格」などを基につくられた規格で、JISの基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
- SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁紙協会ホームページをご参照ください。

建築基準法に基づくシックハウス対策壁紙について

建築基準法 一部改正 平成15年7月1日施行

対象は住宅、学校、オフィス、病院など、全ての建築物の居室

- 建築基準法第28条の2居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置
「居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」
- 「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室とみなされます。

●技術的基準の政令 第393号

規制対象物質 クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
クロルピリホスに関する建築材料の規制 居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制 ① 内装仕上げの制限 ② 換気設備設置の義務付け ③ 天井裏などの制限

建築基準法の措置は化学物質の一部に対する規制です。
かび・ダニなどの生物系の起因物質やハウスダストの類にも換気・清掃などの配慮が必要です。

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒドを発散する建築材料は、発散速度性能に応じて次の4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用頂けます。

告示で定める性能区分	規制対象外	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド 放散速度(チャンバー法数値)	5μg/m ² h以下	5μg/m ² h~20μg/m ² h以下	20μg/m ² h~120μg/m ² h以下	120μg/m ² h以上
対策マーク	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の規格	大臣認定 JIS認証	-	-	-
内装仕上げの制限	使用制限無し	使用面積の制限		使用禁止

